

平成29年10月19日

三田市長 森 哲 男 様

三田市まちづくり基本条例検証委員会  
委員長 中 瀬 勲

三田市まちづくり基本条例の施行状況の検証について（答申）

平成29年7月5日付三政第38号で諮問のありました標記の件について、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して答申します。

なお、審議過程において各委員から提出された意見に対しては、今後における三田市まちづくり基本条例の推進において十分に配慮されるよう求めます。

### 記

三田市まちづくり基本条例の施行状況を検証した結果、同条例は概ね適正に運用されており、今回の検証をもって速やかに同条例を改正する必要性はないと判断する。

なお、別添の市がとりまとめた三田市まちづくり基本条例検証報告書（以下「検証報告書」という。）を含め、以下のとおり意見を付す。

## 1 検証報告書の修正を求める意見

### (1) 第9条（市民の情報発信と共有）【検証報告書1ページ】

検証報告書	当委員会の意見
<b>【評価】概ねできている</b> が、避難行動要支援者制度では、支援の実施責任を懸念するなどにより、避難行動要支援者名簿が未共有となっている区・自治会がある。	区・自治会やまちづくり協議会は一生懸命に情報発信を進めているが、受け取る側の住民が情報を共有できているかという点はまだ課題が残っている。 したがって、 <u>以上の点を運用上の課題に加える必要がある。</u>

(2) 第11条（個人情報の保護）【検証報告書4ページ】

検証報告書	当委員会の意見
<p>【評価】概ねできているが、非常時に備え、日頃から避難行動要支援者との関係づくりに避難行動要支援者名簿を活用いただきたいが、<u>取扱注意の意識等が共有の妨げとなっている地域がある。</u></p>	<p>この条文は、個人情報の保護ができているかどうかを検証するものであり、個人情報の保護を気にしすぎて、共有すべき情報が共有できていないということが問題である。</p> <p>したがって、運用上の課題としては、「<u>個人情報の保護に過剰反応しすぎて、本来共有できる情報が共有できていないことが課題である。</u>」と修正すべきである。</p>

(3) 第15条（市政への市民参加における市長等の責務）【検証報告書5ページ】

検証報告書	当委員会の意見
<p>【評価】<u>できている</u></p>	<p>全般的に制度は整っているが運用面で課題があるということが言える。「第2款 市政への市民参加」で言えば、附属機関の委員の顔ぶれは似かよっており、パブリックコメントはほとんど意見が出ないなど、積極的な市民参加は進んでいないように感じる。</p> <p>その原因は、市民にとって分かりやすい情報提供、関心を呼ぶような情報提供が十分ではないと考えられる。そういった観点からすると、この条の評価は「<u>概ねできている</u>」に修正すべきである。</p>

(4) 第22条（協働提案）【検証報告書9ページ】

検証報告書	当委員会の意見
<p>【評価】<u>できている</u>（平成29年度に実施する協働事業提案の審査を通じて、協働のまちづくりに資すると認められた事業については、提案事業を市と団体が役割分担等を協議して、協定を締結し、協働事業を進めていくこととしている。）</p>	<p>この条文は、協働事業提案制度に関するものであるが、当該制度としてはできたが、行政も市民団体も未だ制度を上手く運用するところまでは至っていないという現状から判断すると、取り組みの評価は「<u>概ねできている</u>」に修正すべきである。</p>

## 2 その他の主な意見

### (1) 全般的な意見

- ① 市は、制度の整備はできているとしているが、当委員会としては、制度の中身を質的に充実させていただきたい。
- ② 条例全般的にいうと、文言を精査してメンテナンスしてはどうか。
- ③ まちづくり基本条例において、人権の視点というか、弱者、子ども、体の不自由な人等のことも条例に盛り込むことも検討してはどうか。

### (2) 個別条文に対する意見

#### ① 第14条（市民参加の環境整備）【検証報告書4ページ】

- ・ まちづくり協議会と区・自治会との関係は地域によって様々であり、協働していくためには慎重に議論する必要がある。
- ・ まちづくり協議会に対する活動支援は、区・自治会ともよく相談しながら進めて欲しい。

#### ② 第18条（まちづくり提案）【検証報告書8ページ】

- ・ まちづくり提案で提案された犯罪情報の提供に関連し、防災防犯メールはタイムリーな情報発信に努めて欲しい。

#### ③ 第20条（地域コミュニティ）【検証報告書8ページ】

- ・ ニュータウンの分譲・賃貸住宅の住民に対する自治会への加入促進に関して、開発事業者の協力が得られるように市からも働きかけて欲しい。
- ・ ふるさと地域交付金は、金額が大きくなるに従い適正に管理することが重要になってくる。交付金は、地域ごとに個別に予算化し、予算・決算について議会の審議を受けていく必要がある。

#### ④ 第23条（協働のまちづくりに関する推進方策）【検証報告書9ページ】

- ・ 協働のまちづくり条例を制定し、より住民自治や小規模多機能自治が進むかたちを検討してはどうか。

#### ⑤ 第28条（総合計画）【検証報告書10ページ】

- ・ まちづくり基本条例において総合計画策定等の根拠を規定していることから、まちづくり基本条例は総合計画の根拠条例で上下関係にある。にもかかわらず、平成29年3月に第4次総合計画の見直しを実施した後に、7月からまちづくり基本条例の検証を行っている。これは、順序が逆で、まちづくり基本条例の検証を行った後に、総合計画の見直しを行うべきである。

#### ⑥ 第30条（人材育成）【検証報告書11ページ】

- ・ 人材育成としての研修に比べて、政策研究についての取り組みが見えてこない。

社会が大きく変わっていくなかで新たな政策を打ち出すため、先進自治体ではユニークな施策に取り組まれているが、市でも職員による政策研究を進めるための環境整備が必要である。

- ・ 政策能力を高めるための研修に対して、新たな課題に対してどんな施策がふさわしいかを研究することは切り分ける必要がある。研究をしっかりとできる組織や環境を用意する、又は専属的な研究スタッフを置くことも一つの手である。
- ・ 他市との情報交換も含めて、行政評価も政策研究の対象となると考える。
- ・ 全国的に研究組織は閉鎖、縮小の傾向にあり、厳しい財政状況のなかで何らかの工夫が必要になってくる。

**⑦ 第44条（行政評価）【検証報告書15ページ】**

- ・ 施策レベルでの評価について、施策の趣旨目的と事務事業をどう結びつけて評価するのかが課題である。

**⑧ 第46条（住民投票）【検証報告書16ページ】**

- ・ 住民投票制度検討委員会の「ハイブリッド型」の答申に対して、市長の責任において「個別設置型」としていることが、住民投票制度においてふさわしいのか疑問がある。他の条例で位置付けるなど、当該委員会での結論に鑑みて改正すべきではないか。
- ・ 取組内容の記述では、誰がどう決めたのかグレーである。市長が住民の意見をどのように施策運営に反映させていくのかにも関わってくる課題ではないか。
- ・ 資料を見る限りでは懸案事項として残っているようだが、5年間に個別設置型での住民投票の動きがなかったため、現状でも問題があるとは言えない。

**(3) その他、今後の検証のあり方に関する意見**

- ① 検証は、多様な市民等の参加を前提に、限られた時間の中で本質的な議論を行う必要があるため、参加者の対象理解を可能な限り深めておくことが望ましい。したがって、委員会等の運営に際しては、当初に委員が必要な知識を習得する段階を得られるよう、検証の手順を配慮すべきである。
- ② 検証に当たっては、この条例がこれまで市民参画により推進されてきた全体像を併せて明示すべきである。条例施行後の課題に対しては、例えば協働の仕組みづくりなど市民参画による解決や改善が図られてきた経過があり、検証報告書が行政の主観のみで構成されたものではないことを適切に伝える必要がある。